

栃木県森林審議会規則の一部改正について

1 改正の概要

議事録作成のペーパーレス化及び事務の効率化を図るため、栃木県森林審議会規則の「議事録署名人」に係る規定を削除する。

2 新旧対照表

改正後	現行
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
(議事録)	(議事録)
第4条	第4条
(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略
(削除)	(6) <u>議事録署名人の指定に関する事項</u>
(6) その他必要な事項	(7) その他必要な事項
(削除)	2 <u>議事録には、会長（部会にあっては、部会長。以下この項において同じ。）及び出席委員のうち、会長が指名する二人の委員が署名しなければならない。</u>
第5条 略	第5条 略

附則

この規定は、令和7（2025）年 月 日から適用する。